

野焼きによる火災の防止

～ 冬場から春先にかけては空気が乾燥し、野焼きなどによる火災が増加します。～

火災を防止するために、刈草などの野焼きを行うときは、次のことを守ってください。

- 事前に最寄りの消防署に届け出てください。
- 空気が乾燥しているとき、風のあるときは避けてください。
- 必ず消火用の水や消火器を準備してください。
- 必ず消火するまでは、火の見張りを行ってください。

以上のことを守って、火災防止に努めましょう。

なお、家庭ゴミなどのゴミを燃やす行為は犯罪です。

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2【焼却の禁止】
罰則：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科**



東広島警察署

東広島市消防局

